

令和6年2月27日予算説明会時から、文言を一部時点修正しておりますが、金額には変更ありません。

令和6年度予算の概要

(幼保支援課・幼保運営課・幼保指導課)

【幼保支援課所管事業】

1 保育所(園)等関係

(1) 民間保育園等整備

872,473千円
(447,415千円増)

待機児童の解消を図るため、子ども子育て支援事業計画に基づき、民間保育園等を整備する。

整備か所：25か所 定員：790人

① 認定こども園の整備・移行支援（5か所 定員100人）

認定こども園に移行又は定員増する私立幼稚園などに対し、改修などに係る整備費用を助成する。

- ・増設 1か所 定員50人
- ・改修 1か所 定員20人
- ・小規模改修 3か所 定員30人

② 認可外保育施設の認可化移行支援（3か所 61人）

認可外保育施設の認可化移行を支援するため、改修費、移転費などに係る費用を助成する。

③ 小規模保育事業開設支援（7か所 定員133人）

3歳未満児を対象とした定員6人～19人の小規模保育事業の整備に係る費用を助成する。

1 保育所(園)等関係

④ 事業所内保育事業の認可支援（1か所 地域枠12人）

事業所内保育事業の設置及び定員増を支援するため、小規模な改修などに係る費用を助成する。

⑤ 民間保育園の整備（9か所 484人）

既存施設の有効活用による定員変更・分園設置や小規模保育所の新設などに係る費用を助成する。

- ・ 定員変更・分園設置 2か所 定員66人
- ・ 新設 7か所 定員418人

⑥ 賃借料補助（8件）

保育ニーズが特に高い地域において、一定以上の賃料の物件について、開園前及び開園後の賃借料に対して、助成する。

- ・ 開園前賃借料補助 6件
- ・ 開園後賃借料補助 2件

1 保育所(園)等関係

(2) 認定こども園の耐震補強・環境改善助成

711,094千円

(新規事業)

良好な保育環境の確保を促進し、施設面の保育の質向上を図るため、老朽化した認定こども園の大規模修繕等に係る費用を助成する。

認定こども園：9か所

【参考：令和5年度保育所等整備結果（令和6年2月時点）】

令和6年4月までに開園等する施設 21か所 457人分の定員増

- ① 認定こども園への移行（幼稚園2か所 定員70人増）
- ② 小規模保育事業からの保育所への移行（1か所 定員25人増）
- ③ 保育所新設（4か所 定員230人増）
- ④ 定員変更（9か所 定員91人増）
- ⑤ 小規模保育事業新設（3か所 56人）
- ⑥ 事業所内保育事業（1か所 地域枠15人増）
- ⑦ 公立保育所の建替え・民間移管（1か所 定員30人減）

1 保育所(園)等関係

(3) 公立保育所の建替え

1, 313, 823千円

(939, 823千円増)

債務負担行為

809, 300千円

(60, 700千円増)

老朽化した公立保育所の建替え・民営化にあたり、園舎の整備や共同保育などに係る経費を助成するとともに、公立で建て替える保育所の基本設計・所舎建設を行う。

令和7年度開園 (民営化)	都・弁天・千城台東第一
令和8年度開園 (民営化)	神明
令和9年度開園 (民営化)	宮野木
令和7年度開所 (公立)	千城台西
令和9年度開所 (公立)	長沼原・高洲第二高浜第一

2 子育て支援関係(主なもの)

- (1) 病児・病後児保育（10か所） 163,877千円
(39,644千円増)

病気回復期にあるため保育所等に通えない児童などを一時的に預かり、保護者の子育てと就労を支援する。

- (2) 子育て支援コンシェルジュ 28,954千円
(3,981千円増)

保育施設などの利用及び子育て支援全般に関する、よりきめ細やかな情報提供や相談受付の体制強化を図るため、子育て支援コンシェルジュを各区配置する。

- (3) 地域子育て支援拠点施設の運営 246,392千円
(6,708千円増)

乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言、講座等の開催を行う。

子育て支援館 1か所 地域子育て支援センター 7か所

子育てリラックス館 12か所

2 子育て支援関係(主なもの)

(4) 幼稚園型一時預かり (2歳児)

583千円

(2, 332千円減)

保育が必要な2歳児の受入を促進するため、一時預かりを実施する幼稚園に対して助成する。

対象園数 1園

受入人数 1人

(5) 未就園児預かり

17, 310千円

(2, 176千円増)

保育所等に在籍しない2歳児などの集団生活を経験する機会の拡大及び専業主婦(夫)家庭等の育児負担を軽減するため、幼稚園等が実施する未就園児預かりに対して助成する。

2 子育て支援関係(主なもの)

(6) こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業

145,797千円

(新規事業)

保育所等に通所していない0歳6か月～満3歳未満児を一人当たり月10時間を上限に受入れを実施する事業者に対して助成する。

(7) 保育所等における性被害防止対策に係る設備支援

24,075千円

(新規事業)

保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護を図るパーテーション設置等に対して助成する。

※詳細については、追ってご案内します。

3 その他

(1) 幼児教育の推進体制構築

948千円

(161千円増)

幼児教育と小学校教育との接続の強化を図り、子どもの発達や学びの連続性を確保するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育の質の向上を図る。

(2) 4・5歳児及び3歳児の職員配置基準について

令和6年度から、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正され、4・5歳児及び3歳児の職員配置基準が引き上げられています。

人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置も設けられています。

本市は、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるため、職員配置基準を当分の間、据え置くことといたしました。

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1
3歳児	20：1	15：1

(3) 重要事項の掲示に係る改正

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、重要事項（運営規程の概要、職員の勤務の体制等）の掲示等の規定が令和6年4月1日に改正される予定であることから、市の条例も国基準と同様の規定に改正する予定である。

千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条

改正前	改正後
特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を <u>掲示</u> しなければならない。	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を <u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供</u> しなければならない。



自動公衆送信とは公衆からの求めに応じて自動的に行うものです。

例えば、保護者への連絡アプリ上での掲載や、ホームページ上での掲載です。

【幼保指導課所管事業】

1 保育士等の確保等

(1) 保育士等の確保

① 潜在保育士・看護師再就職支援 1,500千円 (▲500千円減)

増加する保育需要に対応するため、潜在保育士・看護師の再就職を支援する。
(事業内容の詳細については検討中)

【参考】令和5年度 潜在保育士・看護師再就職支援研修を動画配信にて実施 (予定)

② 保育士養成施設新卒者の確保 60千円 (増減なし)

増加する保育士需要に対応するため、保育士養成施設で学生を対象とした出張説明会を実施し、千葉市を就職先の選択肢に加えてもらう。

1 保育士等の確保等

(2) 保育の質の確保・向上

① 幼児教育・保育人材支援センター開設

20,000千円（皆増）

幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のための拠点機能を担うセンターを令和6年4月に開設

② 公立保育所外国人児童・保護者対応職員配置

8,892千円（3,001千円増）

外国人児童・保護者及び保育者の負担軽減を図るため、日本語が堪能でない外国人児童・保護者に対応する通訳事務兼保育補助員の会計年度任用職員を配置する。

※ 民間園への派遣を実施。

1 保育士等の確保等

③ 監査・巡回指導体制

53,822千円（7,813千円増）

保育士・栄養士・看護師資格を持つ嘱託職員による巡回・指導等を行う。

④ 令和6年度幼保指導課主催研修について

どの園においても同じ質の保育を提供できるよう、公立保育所、民間保育園、認可外保育施設職員、地域型保育事業施設職員に対し、職種・専門分野の研修を実施する。

※令和6年度の研修日程については、令和6年5月頃決定予定。

1 保育士等の確保等

【参考】

公立保育所主食提供

68,020千円（皆増）

公立保育所における3歳以上児への主食提供を段階的に実施する。

令和6年10月 21か所

令和7年 1月 6か所

2 保育所(園)等関係

民間保育園等改築（改修）助成

60,000千円
(▲338,221千円減)

良好な保育環境の確保を促進し、施設面の保育の質向上を図るため、老朽化した民間保育園等の建替え、大規模修繕等に係る費用を助成する。

民間保育園：1か所（大規模修繕）

※令和5年6月、次の施設を対象に意向調査を実施し、令和6年度から整備を希望した1園を予算化。
築後40年を経過し、過去に改築又は大規模修繕の補助を受けていない認可保育園及び幼保連携型認定こども園。

【幼保運営課所管事業】

【注意事項】

- 補助金の支出には、原則として「事業着手前に交付決定」を受けなければならない必要があります。
- 事業を開始した後にお問い合わせをいただいた場合、補助金を支出できない場合がありますので、ご注意ください。

1 運営費(給付費)について

(1) 民間保育園 (175か所)	16,384,436千円 (849,038千円増)
(2) 認定こども園 (44か所)	4,767,426千円 (395,839千円増)
(3) 給付型幼稚園 (5か所)	305,787千円 (68,992千円増)
(4) 小規模保育事業 (60か所)	2,339,702千円 (50,319千円増)
(5) 家庭的保育事業 (7か所)	113,513千円 (8,107千円増)
(6) 事業所内保育事業 (17か所)	617,439千円 (98,346千円増)
(7) 居宅訪問型保育事業 (2か所)	8,141千円 (249千円増)

1 運営費(給付費)について

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

・ 4・5歳児配置改善加算の創設（保育園、認定こども園、幼稚園）

30対1の配置に要する経費と、25対1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置が設けられる見込み。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25対1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20対1→15対1）を行う。

※ 4・5歳児配置改善加算の加算額を踏まえ、補助額を調整予定（詳細は後日周知予定）

・ 1歳児の配置基準の改善について

1歳児の配置基準改善については、令和7年度以降の対応となり、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

詳細な情報については国から連絡があり次第、お知らせいたします。

1 運営費(給付費)について

令和6年度公定価格における見直しについて

国の令和6年度予算概要において、給付費の加算に関して下記のとおり取り扱うことが示されました。

・主任保育士専任加算の要件見直し（保育園のみ）

乳児3人以上の利用に係る要件に加えて、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

・主幹保育教諭専任加算の見直し（幼稚園のみ）

加算の要件を弾力化し、複数実施すべき事業等について「vi 幼児教育センター等と連携した園内研修の実施」によっても加算を取得できることとする。

「ii 一時預かり事業（一般型）」の要件について、当該事業以外に非在籍園児を預かる場合によっても加算を取得できることを明確化する。

・小学校接続加算の見直し（保育園、認定こども園、幼稚園）

加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件のうちi～iiを満たした場合を一段階目、下記要件i～iiiを満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

(※) 加算の要件

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校とのこども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

詳細な情報については国から連絡があり次第、お知らせいたします。

2 補助金について

○補助対象事業一覧（1）

補助金名	保育園	認定こども園	給付型幼稚園	小規模保育	家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
保育士等給与改善事業	○	○	×	○	○	○	○
保育士等配置基準補助金	○	○	×	×	×	×	×
要配慮保育費	×	×	×	○	○	○	○
施設賠償責任保険料	○	×	×	×	×	×	×
寝具乾燥費	○	○	×	○	×（※1）	○（※2）	×
緊急通報装置	○	○	○	○	×（※1）	○	×
内科・歯科健康診断費	○	○	×	×	×	×	×
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	○	○	○	○	○	○（※2）	×
使用済み紙おむつ処理経費等補助事業	○	○	×	○	○	○	×
保育士等宿舍借り上げ支援事業	○	○	×	○	○	○	×
一時預かり事業	○	○	×	○	○	○	×
延長保育事業	○	○	×	○	○	○	○
研修代替職員助成	○	○	×	○	○	○	×

2 補助金について

○補助対象事業一覧（2）

補助金名	保育園	認定こども園	給付型幼稚園	小規模保育	家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
休日保育事業	○	○	×	○	○	○	×
実費徴収に係る補足給付事業	○	○	○	○	○	○	×
産休代替職員雇用費	○	○	○	○	○	○	×
物価高騰にかかる給食費補助	○	○	○	○	○	○	○
ICT化推進事業	○	○（※3）	×	○	○	○	×
事故防止推進事業	—	—	—	—	—	—	—
・午睡チェック機器 （※原則として新規園を対象）	○	○（※3）	×	○	○	○	×
・子ども見守りタグ（ICTタグ）	○	○（※3）	×	○	○	○	×
・送迎用バス安全装置（廃止）	—	—	—	—	—	—	—
コロナ補助金（廃止）	—	—	—	—	—	—	—

※1 居宅での実施のため ※2 地域枠のみ ※3 幼保連携型のみ ※4 幼稚園型を除く

2 補助金について

(1) 保育士等給与改善事業

1, 233, 720千円
(53, 640千円増)

保育士等の確保及び就業継続を図るため、民間保育園・認定こども園等に対し、保育士等給与の上乗せに係る費用（月額最大3万円）について補助する。

2 補助金について

(2) 保育士等配置基準補助金

2, 0 1 8, 2 2 4 千円

(1 1 9, 5 3 0 千円増)

給付費上の職員定数を超えて、保育士等を配置する園に対し、人件費の補助を行う。

以下の事由により、補助単価は増額

- ・本市の給与規定の改定
- ・基本加算分1の見直し（次のスライド参照）

ただし、4・5歳児配置改善加算の加算額を踏まえ、補助額を調整予定（詳細は後日周知予定）

令和5年度		令和6年度	
基本加算分1	1,758千円	基本加算分1	2,103千円
基本加算分2	3,519千円	基本加算分2	3,628千円
基本加算分3	3,519千円	基本加算分3	3,628千円
一般加算分1	2,222千円	一般加算分1	2,388千円
一般加算分2	2,222千円	一般加算分2	2,388千円
特定加算分1	2,702千円	特定加算分1※	2,908千円
特定加算分2	2,702千円	特定加算分2	2,908千円

※医療的ケアを要する児童を受け入れ、看護師により加配を行った場合、3,849千円

配置基準補助金 基本加算分1の見直しについて

趣旨

配置基準補助金における基本加算分1は、「給付費相当額」を差し引いて補助を行っているが、今般「給付費相当額」の見直しを行い、令和5年度に引き続き、**令和6年度においても補助額を増額**する。

見直しの概要

1 開始時期

令和6年4月

2 影響額

1園当たり+139千円（年額）

3 見直し内容

「給付費相当額」を見直し、補助額を増額

R6 予算（見直し前）

補助額：1,964千円

R6 予算（見直し後）

補助額：2,103千円（+139千円）

2 補助金について

(3) 施設運営費等補助金

67,169千円
(40千円増)

事業名	予算額 (案)	備考
①要配慮保育費	12,834千円 (1,226千円増)	補助基準額 (例) 小規模保育施設 (A型) ・要配慮受入1歳児1人・加算率15%の場合 月額 58,293円 (242,334円-184,041円) 小規模保育施設 (A型) ・医療的ケア受入1歳児1人で看護師を配置・ 加算率15%の場合 月額 168,588円 (320,750円-184,041円)
②施設賠償責任保険料	766千円 (34千円増)	74.57円 (1人あたり)
③寝具乾燥費	7,175千円 (▲63千円減)	布団代154円 掛布団99円 毛布66円 (令和5年度公立保育所の補助単価を適用) 年8回×児童数
④緊急通報装置	13,754千円 (703千円増)	【補助基準額】 月額6,000円 ※夜間・休日のみ稼働する装置の場合は補助対象外
⑤内科・歯科健康診断費	12,083千円 (2,370千円増)	園ごとの入所児童数に応じて補助。
⑥日本スポーツ振興センター災害共済掛金	32,994千円 (▲513千円減)	【保護者負担額：年額】 一般階層：131円、A・B階層：0円
⑦使用済み紙おむつ処理経費等補助事業	17,563千円 (▲3,717千円減)	300円 (3歳未満児1人あたり月額)

2 補助金について

(4) 保育士等宿舍借り上げ支援事業

265,527千円
(10,003千円増)

保育士等の宿舍借り上げを行う運営事業者に対し、借り上げに係る費用の一部補助を行う。

- ・補助単価 63,000円/月・人
(令和元年度から引き続き同一物件・同一法人で補助を受ける場合は82,000円/月・人)
- ・当該年度において、雇用開始日が属する年度から起算して、6年目までの者
(令和6年度に雇用開始日が属する年度から起算して7～10年目の者は経過措置あり)

【補助対象となる職員の勤務年数について】

雇用開始日が属する 年度	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)
R6年度における年数	10年目	9年目	8年目	7年目	6年目	5年目	4年目	3年目	2年目	1年目
R6年度 補助の可否	△※	△※	△※	△※	○	○	○	○	○	○

△は以下の経過措置があります。

- ※1令和2年度に補助対象であったものが、令和5年度まで継続して補助を利用し、令和6年度において10年目であった場合、経過措置として令和6年度のみ補助対象とみなす。
- ※2令和3年度に補助対象であったものが、令和5年度まで継続して補助を利用し、令和5年度において6年目であった場合、経過措置として令和6年度のみ補助対象とみなす。
- ※3令和4年度に補助対象であったものが、令和5年度まで継続して補助を利用し、令和6年度において8年目であった場合、経過措置として令和6年度のみ補助対象とみなす。
- ※4令和5年度に補助対象であったものが、令和6年度において7年目であった場合、経過措置として令和6年度のみ補助対象とみなす。

2 補助金について

(5) 一時預かり事業

167,061千円
(33,356千円増)

一時預かり事業を実施する運営事業者に対し、実施に要する経費について補助を行う。

令和6年度変更点（拡充）について

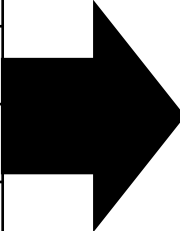
- ・一般型一時預かり事業の補助基準額に新たな加算項目を新設する（次のスライド参照）

令和6年度実施予定園

	園数	内 訳				
		公立	保育園	認定こども	小規模	事業所内
一般型	32	5	20	2	4	1
余裕活用型	42	0	27	1	14	0

一般型一時預かり事業 拡充内容について

従前（令和5年度）
基本分（年間延べ利用児童数により定める額）
加算分（生活保護世帯減免分）
加算分（要配慮保育対象児童受け入れ分）
使用済み紙おむつ処理経費等加算
基幹型実施施設加算



令和6年度
基本分（年間延べ利用児童数により定める額）
加算分（生活保護世帯減免分）
加算分（要配慮保育対象児童受け入れ分）
使用済み紙おむつ処理経費等加算
基幹型実施施設加算
運営支援加算
利用児童加算

R5年度と比べ、同じ人数を保育した場合でも約180万円の増

新たな加算項目の概要

加算名	補助概要	補助基準額	例：延べ利用児童500人の場合
運営支援加算	キャンセル時の人件費等の補填を目的とした加算	延べ利用児童数 × 15% × 基本分の補助基準額1人分（※） ※補助基準額1人分 = 補助基準額 / 延べ利用児童数	500人 × 15% × (3,051,000円 ÷ 500人) = 457,650円
利用児童加算	必要な配置基準に応じた人件費の助成を目的とした加算	延べ利用児童1人あたり 0歳児クラス：4,800円 1・2歳児クラス：2,900円	0歳児100人、1・2歳児300人の場合 100人 × 4,800円 = 480,000円 300人 × 2,900円 = 870,000円 計1,350,000円

一時預かり事業 実施事業者の募集について

実は、、、受け皿が足りていません！

一 時 預 か り 実 施 園

大 募 集 ！

育児疲れ
急病
パート就労
etc.

市内のニーズは延べ約 68,000 人

実施のご相談は
中屋まで (043-245-5729)

一般型

- ★専用のスペースと保育士で安心の保育
- ★不定期利用と定期利用の両方を実施
 - 【不定期利用】月～金曜日の午前8時～午後5時、土曜日の午前8時～午後0時30分
 - 【定期利用】月～土曜日の午前8時～午後5時（土曜日を除き、1時間延長利用可）
- ★補助基準額

①基本分（年間延べ利用児童数により定める額）	⑤基幹型実施施設加算（基幹型実施園のみ）
②加算分（生活保護世帯減免分）	⑥運営支援加算
③加算分（要配慮保育対象児童受け入れ分）	⑦利用児童加算
④使用済み紙おむつ処理経費等加算	

余裕活用型

- ★利用定員の余った枠を活用
- ★不定期利用のみ実施
 - ・月～金曜日の午前8時～午後5時、土曜日の午前8時～午後0時30分
- ★補助基準額
 - ①基本分（延べ利用児童数×2,400円）
 - ②加算分（生活保護世帯減免分）
 - ③加算分（要配慮保育対象児童受け入れ分）
 - ④使用済み紙おむつ処理経費等加算

2 補助金について

(6) 延長保育事業

336,805千円
(8,244千円増)

通常保育時間（8時間又は11時間）を超えて児童の保育（＝延長保育事業）を実施する際に、当該保育の実施に係る経費（主に人件費）を助成する。

【標準時間認定児童の延長保育時間区分（1時間）の実施要件緩和について（国制度改正予定）】

令和6年4月から：延長時間内（1時間）の1日平均利用児童数が3人以上いること

従前：同 1日平均利用児童数が6人以上いること

本実施要件の改正に伴い、市補助金交付要綱の改正を予定

改正前後の補助額計算例

18時以降を延長保育時間としている場合で、延長保育の実施実績が以下の場合の補助額計算例

- ・18：15時点（時間区分30分）の平均利用児童数が6人
- ・18：30時点（時間区分1時間）の平均利用児童数が4人
- ・延長保育実施にかかった経費が800,000円

	従前	令和6年4月から
該当する時間区分	区分30分※で1人以上いるが、1時間では6人以下なので時間区分30分に該当	区分30分で1人以上、1時間でも3人以上なので 時間区分1時間に該当
補助基準額…①	659,000円	2,023,000円
実施経費…②	800,000円	800,000円
補助額 ①と②を比較して低いほう	659,000円	800,000円

※時間区分30分の該当要件は「1日平均利用児童数が1人以上いること」（改定なし）

2 補助金について

(7) 研修代替職員助成

2, 5 2 0 千円
(▲2 3 8 千円減)

サバティカル研修及びキャリアアップ研修の受講を促進するため、研修代替職員を雇用するための経費を補助する（公定価格で支弁される研修代替職員雇上げ費用に含まれる分は除く）。

- ・補助単価 10,000円／7.45時間

(8) 休日保育事業

3, 8 9 8 千円
(▲2, 8 8 5 千円減)

給付費（公定価格）の休日保育加算だけでは賄いきれない人件費等を補助。

- ・補助限度額 給付費の休日保育加算額の50%を補助限度とする。

ニーズに対して実施園が不足しているため、引き続き実施事業者を募集中。

【参考】

令和5年10月から美浜区の公立保育所（1か所）で事業を開始した（業務委託）。

休日保育 実施事業者の募集について

ニーズは約 7,800 人！

休日保育 始めませんか？

ニーズに対して
実施園が不足しています

- エッセンシャルワーカーなどで、休日保育を必要としている保護者が大勢います
- アンケート調査によると、市内のニーズは年間延べ約 7,800 人いますが、現在の実施園では最大でも約 6,700 人しか対応できません
- 必要な方に適切な保育を提供するために、ご協力をお願いします！



本市の支援（詳細は裏面参照）

給付費に加え、本市独自の補助金があります！

（令和 3 年度から補助の上限額を増額）

予算には限りがありますので、事業実施をご検討されている場合はお早めにご相談ください

対象施設

- ・ 保育園
- ・ 認定こども園
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 事業所内保育事業所

事業内容

【実施日】

- ・ 日曜日・祝日（1月1日から1月3日を除く）
- ・ 12月29日から12月31日までの日

★対象児童がいない日は、開園しなくてもよい

【実施時間】 午前 7 時から午後 6 時まで

【利用料】 無料

対象児童

以下の要件をすべて満たす児童

- (1) 保育の支給認定（第 2 号・第 3 号）を受け、千葉市の保育所等（認可外保育施設は除く）に入所する児童
- (2) 日曜・祝日においても、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な児童
- (3) 生後 3 か月から就学前までの児童

※ 1 週間のうち、上記の施設の利用日数が休日保育事業の利用日を含め 6 日を超えないこと。

(1) 給付費（休日保育加算）

休日保育事業の実施に係る経費は公定価格上の加算となり、利用見込み児童数に応じた金額を給付します。（※参考に保育園分を掲載）

OR5: 給付費の加算・月額（保育園）

年間延べ利用児童数	休日保育加算	
	給付費	処遇改善加算
～210人	261,100円	2,610円
211人～279人	279,700円	2,790円
280人～349人	317,100円	3,170円
350人～419人	354,400円	3,540円
420人～489人	391,700円	3,910円
490人～559人	429,100円	4,290円
560人～629人	466,400円	4,660円
630人～699人	503,700円	5,030円
700人～769人	541,100円	5,410円
770人～839人	578,400円	5,780円
840人～909人	615,700円	6,150円
910人～979人	653,100円	6,530円
980人～1,049人	690,400円	6,900円
1,050人～	727,700円	7,270円

× 加算率

(2) 休日保育事業補助金

補助対象経費が給付費の休日保育加算額を超える場合に、補助対象経費から休日保育加算額を差し引いた額を支給します。ただし、休日保育加算額に 1.5 倍を乗じた額から休日保育加算額を差し引いた額を補助額上限とします。

例) 年間給付費加算額が 5,000 千円 の場合
 → 給付費加算額の 1.5 倍 = 7,500 千円
 → 補助額上限: 7,500 千円 - 5,000 千円 = 2,500 千円

他市よりも
比較的手厚い補助制度と
なっています！

- パターン①: 年間対象経費: 5,500 千円
 → 年間給付費加算額 5,000 千円を超える為、補助金支給有り。
 → 支給金額: 500 千円
- パターン②: 年間対象経費: 8,000 千円
 → 年間給付費加算額 5,000 千円を超える為、補助金支給有り。
 ただし、差額が補助額上限を上回っている。
 → 支給金額: 2,500 千円 (補助額上限)

実施のご相談は
中屋まで (043-245-5729)

2 補助金について

(9) 実費徴収に係る補足給付事業

683千円

(59千円増)

各園が保護者より実費徴収している、園で使用する日用品・文房具等の購入費や行事への参加費等を、利用者負担階層がA階層の方を対象として、一部負担する事業。

補助単価 2,500円/月・人

(10) 産休代替職員雇用費

500千円

(▲585千円減)

産休等代替職員の雇用に係る経費を補助する事業。

補助単価 5,940円/日×勤務日数（雇用承認した期間の範囲内）

※産休等に入る職員の産休等期間中の賃金又は給与の全額を、園から支給する必要があります。

※産休等職員の代替として臨時的に雇用する職員が対象です。

従前から雇用している職員を産休等代替職員としてこの補助金を申請することはできません。

2 補助金について

(1 1) 物価高騰にかかる給食費補助

101,965千円

(28,967千円増※R5当初予算との比較)

昨今の物価高騰により、各園や保護者の負担が高まっていることを受け、従来どおりの栄養バランスや量を保った給食等が実施されるよう、令和5年度に引き続き補助する事業（R6.9月分まで）。

■補助単価

- ・ 3歳未満児 約61円（380円×物価上昇率16.0%）×喫食予定日数（R6.4～R6.9）×児童数
- ・ 3歳以上児 約41円（258円×物価上昇率16.0%）×喫食予定日数（R6.4～R6.9）×児童数

R6.10月以降の補助の実施については、現時点では未定です。

2 補助金について

(12) ICT化推進事業補助金

26,420千円

(11,160千円増)

保育所等における保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保するため、保育士の負担となっている書類作成業務等の保育業務支援システム（登降園管理や保育計画の作成等）の導入や、外国籍児童の保護者とのやりとりに係る通訳、翻訳等のための機器の導入に必要な経費を支援する。

	補助対象経費	補助基準額	補助対象園	補助率
①	保育士の業務負担を軽減するため、一定の機能を有するシステムを導入するために要した費用(システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む)	1 機能の場合：1施設当たり 200千円 併せて端末購入等を行う場合 700千円 2 機能の場合：1施設当たり 400千円 併せて端末購入等を行う場合 900千円 3 機能の場合：1施設当たり 600千円 併せて端末購入等を行う場合 1,000千円 4 機能の場合：1施設当たり 800千円 併せて端末購入等を行う場合 1,300千円	①保育所 ②幼保連携型認定こども園 ③小規模保育事業所 ④事業所内保育事業所 ⑤家庭的保育事業所	
②	外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入するために要した費用	1施設当たり 150千円		
③	i 保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、 <u>園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入するために要した費用</u> （機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む） ii 保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、 <u>保育に係る計画・記録に関する機能を有する機器を導入するために要した費用</u> （システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む）	1施設当たり 200千円 併せて端末購入等を行う場合 700千円	認可外保育事業所（居宅訪問型を除く） ※施設要件によって、補助対象経費が異なる。	国 2/4 市 1/4 事業者 1/4
④	一時保育を行う事業所における空き状況の確認や予約手続き等の業務をICT化するために要した費用	1施設当たり 1,000千円	一時預かり事業を実施する事業所	

令和6年度拡充内容等

- ・補助率の一部嵩上げ廃止
- ・補助要件の追加：
キャッシュレス決済に関する機能（国の制度改正に合わせ、令和5年度2月補正予算により追加）
- ※過去に本事業を活用してシステムに関する機能を導入した施設は、キャッシュレス決済に関する機能を導入する場合のみ、再度補助対象となる。

2 補助金について

(13) 事故防止推進事業補助金①

5,024千円

(▲63,556千円減)

①午睡中の事故防止対策 1,572千円

睡眠中の事故防止など保育の質の確保・向上のために必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図るため、備品等購入費を補助する。

(1)補助対象物品

無呼吸アラーム等、午睡時等に起こる重大事故の防止を目的として使用する物品

(2)補助額

対象経費もしくは限度額（50万円）のうち、どちらか低い方の3/4の額

②子ども見守りタグ 3,452千円

園外活動時における園児の見落とし等による重大事故の発生が全国的に問題となっていることを踏まえ、ICT機器を利用して、職員の非管理下で児童が園外に出ってしまう事故の発生を防ぐため、備品等購入費を補助する。

(1)補助対象物品

GPS・BLE(Bluetooth)等を活用した物品（※1）購入費等の補助

（※1）：子どもの位置情報を管理する等により、園外活動時等の見守りに資する機器

(2)補助額

対象経費もしくは限度額（20万円）のうち、どちらか低い方の3/4の額

2 補助金について

(13) 事故防止推進事業補助金②

5,024千円
(▲63,556千円減)

③送迎用バスへの安全装置の導入支援(廃止)

令和6年度予算から国の補助廃止に伴い、本市においても廃止。

(14) コロナ補助金(廃止)

(感染症等緊急包括支援事業補助金)

0千円
(▲160,000千円減)

令和6年度予算から国の補助廃止に伴い、本市においても廃止。

3 保育士等の確保等

(1) 保育士等の確保

① 保育士等給与改善事業【再掲】

1, 233, 720千円（53, 640千円増）

② 保育士等宿舍借り上げ支援事業【再掲】

265, 527千円（10, 003千円増）

③ 保育士試験による資格取得支援

120千円（増減なし）※

※公立保育所等分を含む

市内認可保育施設等に勤務する保育従事者（無資格者）で、保育士試験の受験対策のために学習講座（保育士試験受験対策講座）を受講した際に要した費用を、受講者本人に補助。学習講座を受講する前に、計画書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

④ 保育士資格取得支援

100千円（増減なし）※

※公立保育所等分を含む

職員が資格取得するための養成施設受講料について園が支出した経費の一部及び、当該職員が面接授業等で不在となる際の代替職員の雇上費について助成。養成施設等を受講する前に、計画書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

3 保育士等の確保等

⑤ 保育教諭等確保のための資格取得支援 388千円（増減なし）

幼保連携型認定こども園において必要となる保育教諭確保のために、職員が資格取得するための養成施設受講料について園が支出した経費の一部及び、当該職員が面接授業等で不在となる際の代替職員の雇上費について助成（幼保連携型認定こども園に移行予定の園が対象）養成施設等を受講する前に、計画書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

⑥ 処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 運営費（給付費）に含まれる

- Ⅰ 民間保育園等に勤務するすべての職員を対象とした処遇改善
- Ⅱ
 - ・ 経験年数が概ね7年以上で研修を経た中堅職員に対して、月額4万円
 - ・ 経験年数が概ね3年以上で研修を経た職員に対して、月額5千円
- Ⅲ Ⅰ、Ⅱに加えて、民間保育園等に勤務する職員を対象とした処遇改善

3 保育士等の確保等

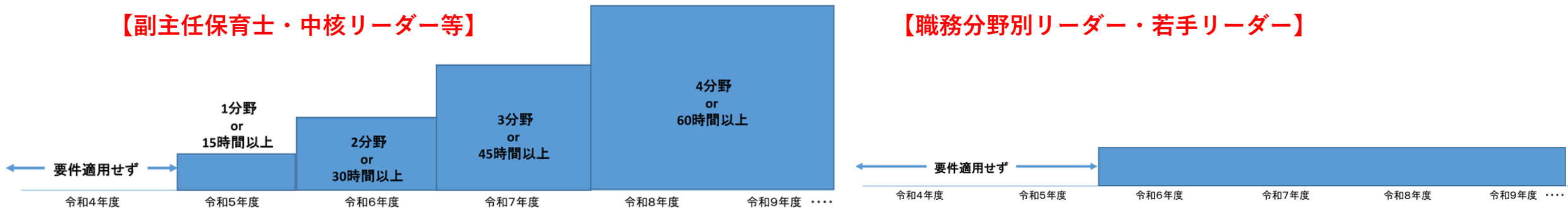
⑦ 処遇改善等加算Ⅱ キャリアアップ研修修了要件 運営費（給付費）に含まれる

令和5年度より、副主任保育士・中核リーダー等として発令を行い賃金改善を行う職員について、令和6年度より、職務分野別リーダー・若手リーダー等として発令を行い賃金改善を行う職員についても、キャリアアップ研修修了要件の適用が開始される。

⇒令和6年度

- 副主任保育士・中核リーダー等：2分野以上
- 職務分野別リーダー・若手リーダー等：1分野以上

「賃金改善を行う前月までに必要となる研修修了数を満たしていること」が申請要件となる（研修修了を証明できる書類（データ）等の添付が必要）



【加算金額の支給に係る注意事項】

令和6年度4月以降の給付費には、一旦、前年度に認定した処遇Ⅱ認定通知（R6.2月末各園へ発送予定）に基づいた加算人数で引き続き支給いたしますが、令和6年度の申請時に、キャリアアップ研修修了の確認ができなかった場合は、支給済みの加算金額について、3か月精算もしくは年間精算（翌年4月頃）にて遡及して調整させていただきます。

3 保育士等の確保等

⑧ 保育士修学資金等貸付事業

ア 修学資金貸付事業の入学準備金（市上乗せ分）

3, 852千円（▲748千円減）

イ 貸付原資の積み増し分

289, 717千円（5, 865千円増）

	修学資金貸付	保育補助者雇上費	保育料一部貸付	就職準備金
貸付対象	指定保育士養成施設を卒業後、市内の認定こども園・保育園等での勤務を予定している学生。	保育士資格を持たない保育補助者を雇用し、当該保育補助者の資格取得に積極的に取り組む事業者。	未就学児をもつ保育士で、市内の認定こども園・保育園等に新たに勤務する者または、産休・育休から復帰する者。	市内の幼稚園・認定こども園・保育園等に新たに勤務する者。
貸付額	【修学資金】 月額5万円以内 （原則最大2年。総額120万円以内。） 【入学準備金】 30万円以内 （うち市独自上乗せ10万円以内。） 【就職準備金】 20万円以内	年額295万3千円以内 （最大3年）	【保育料の半額】 月額2万7千円以内 （最大1年）	20万円以内または40万円以内。地域の有効求人倍率による。
返還免除要件	卒業後1年以内に保育士登録を行い、県内の幼稚園・認定こども園・保育園等で5年以上勤務。 ※市上乗せ分は、市内の幼稚園・認定こども園・保育園等で5年以上勤務が要件	保育補助者が、貸付期間中継続して週30時間以上保育補助に従事し、貸付期間中又は貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得した場合。	市内の幼稚園・認定こども園・保育園等で2年以上勤務	市内の幼稚園・認定こども園・保育園等で2年以上勤務

3 保育士等の確保等

(2) 保育の質の確保

① 保育の質の向上のための研修事業補助

3, 833千円 (▲935千円減)

民間保育園協議会への補助。施設型保育施設及び地域型保育事業所を対象とした研修費用を補助する。

4 児童等の安全の確保

(1) キッズガードの配置助成

29,160千円

(2,160千円増)

園外活動での事故防止のため、園外活動の頻度が高い園庭の無い保育園等に対し、園外等での活動においての見守り活動や、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る保育支援者（キッズガード）を配置するための費用を助成する。

○対象園

園庭のない保育園、園庭のない小規模保育事業、園庭のない家庭的保育事業、園庭のない事業所内保育事業、園庭のない幼保連携型認定こども園及び園庭のない幼稚園型認定こども園

○対象費用

園外活動における保育支援者（キッズガード）配置に係る経費

※保育支援者については、市が認めた交通安全講習会の修了もしくは、市が認めた交通安全に関する動画等の視聴及び視聴後の報告書の提出

○補助金額

1施設1か月あたり 45千円（上限額）

○開始予定

令和6年4月1日配置分から

4 児童等の安全の確保

(2) キッズゾーンの整備

10,350千円

(7,150千円増)

歩道を集団で移動中の保育園児らが死傷するような事故を未然に防ぐため、「キッズ・ゾーン」の路面標示により、自動車や自転車の運転手、地域住民に対し注意喚起及び意識の啓発を行い、園外活動の安全性を向上させる。

【キッズ・ゾーン整備箇所】

園庭のない保育園等が密集している主要駅周辺に順次整備。

令和4年度に園庭のない保育園等の数が最も多い「JR稲毛駅周辺」において、令和5年度に「JR都賀駅」、「JR新検見川駅」以下キッズ・ゾーンの整備を行った。

○令和5年度キッズ・ゾーン整備に係る路面標示箇所（全32カ所）

JR都賀駅周辺「上林房公園周辺9カ所」、「中広公園周辺4カ所」、
「美しい森周辺3カ所」、「都賀東公園周辺1カ所」 計17カ所

JR新検見川駅周辺「花園公園周辺7カ所」、「浜竹公園周辺8カ所」 計15カ所

その他の主要駅に関しても、順次整備を進めていく予定。

※令和6年度については「京成千葉中央駅」、「JR幕張駅」、「JR海浜幕張駅」の周辺において整備予定

今後の予定

- 令和6年4月上～中旬 新年度の執行体制及び議決後の令和6年度予算額等を周知
- 令和6年8月16日（金） 保育園等連絡会議開催
- 令和7年2月26日（水） 新年度予算案の概要説明
- 毎月第2週頃 市からの事務連絡事項を周知
- 11月から3月 新年度の開設予定園に対する説明会を随時開催